

令和7年11月10日

ご利用者様 各位

福岡県こども療育センター新光園長

文書料の改定について（お知らせ）

当園では、福岡県こども療育センター新光園使用料及び手数料条例（昭和29年10月2日福岡県条例第63号）に基づき、診断書又は証明書の文書料を定めています。

この度、医師が作成する下記の文書につきましては、来年度から文書料を徴収することとしましたのでお知らせします。

記

1 対象となる文書

- （1）装具意見書・処方箋
- （2）ストマ用装具（紙おむつ）意見書

2 実施日                    令和8年4月1日

3 文書料                    660円（1つの装具につき）